



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.305

2024
Jan.

1

The Kiyuna

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

「明けましておめでとうございます」と新年の挨拶を交わすのがはばかれるような出来事が起こりました。今年2024年(令和6年)1月1日の午後4時10分、石川県能登地方に発生した地震は志賀町で震度7を記録する大地震で津波も伴う大災害となってしまいました。被災されました皆さまには心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈りしております。1月10日の日本自閉症協会のメールでは、被災地の加盟団体(石川県、富山県、福井県、新潟県)とも連絡を取っておりますが、現時点では会員様からは大きな被害の報告はないとのことでございます。ライフラインも大丈夫とのことです。(一部ライフラインが途絶えていたところもありますが(水道が使えない)少しずつ復旧しているようです)石

川県自閉症協会様からは、能登方の会員の安否確認はできていますが、被害の詳細はまだ把握できていないとご連絡を受けています。県内でも地域によって被害状況も違うようです。他の加盟団体様からも、石川県にお住いの親戚の方からの情報等をお寄せいただいております。被害の大きな輪島市や珠洲市ではないが、余震が続くと夜中でも大音量の地震のアナウンスがあるとのことなかなか眠れない状況で、聴覚過敏の自閉症の方たちにとっても辛い状況かと…。コンビニなどはやっていますが、あちこちで隆起したり崩落して、ところどころ使えない状況で、普通に帰るのは時間がかかりそうとのことでした。加盟団体の皆さまからも、被災地の加盟団体様にお見舞いをいただいております。まだまだ安心できない状況ではありますが、

引き続き、経過の中でのお子さんやご家族の状況把握に努め、適宜皆様と情報共有できればと思います。また自閉症協会としましても、状況を確認しながら対応していきたいと思っております。また、ご報告をさせていただきます。とのことでした。マスコミの報告から、いつもの日常生活と違った環境におかれパニックに陥る自閉症の人たちの様子がかいまみられます。以前には、わが子の行動障害などにより他人に迷惑をかけるのではと、指定された避難所にはいけず、車の中で寝起きされていて、固まった姿勢を余儀なくされたためにエコノミークラス症候群で亡くなられた方もありました。今回はこのようなことがないよう、くれぐれも関係者の皆様のご配慮をお願いいたします。(河村)

奈良県障害者計画の改訂に係るヒヤリングのお願い

とで下記の内容の連絡がありました。奈良県自閉症協会としてヒヤリングに参加したいと思っておりますので、この件に関しご意見ご要望ありましたら、河村までメールを下さい。

kawafune@ares.eonet.ne.jp

NPO 法人奈良県自閉症協会 御中

平素は大変お世話になっております。奈良県障害福祉課の片桐と申します。突然のご連絡失礼いたします。標記につきまして、奈良県では「奈良県障害者計画」を策定しており、現計画は令和2年4月～令和7年3月の5年間を計画期間としたものとなっております。この計画は、奈良県が取り組む障害がある人のための施策の最も基本的な計画であり、今後、令和7年4月からの次期計画を策定していくあたりまして、関係団

体様のご意見を伺いたく、ヒアリングの場を設けさせていただければと考えております。

ヒアリングの内容としましては、

- 次期計画策定についてご説明
- 意見交換(奈良県の障害者施策の推進状況について等)

と考えております。

日時としましては、1月下旬～2月下旬の都合の良い日に1～2時間程で考えており、障害福祉課3名前後でお伺いできればと考えておりま

す。よろしければ日程調整等させていただきますたく存じますので、ご担当いただける方をお教えいただくと幸いです。

ご多忙のところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係

主査 片桐 由晴

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-8513(内線2838)

FAX:0742-22-1814

E-mail:katagiri-yoshiharu@office.pref.nara.lg.jp

「奈良県障害者計画(令和2～6年度)の策定について」は県障害福祉課のホームページにPDFファイルが掲載されていますのでご覧ください。

<https://www.pref.nara.jp/item/223436.htm>



能登半島地震関連情報(障害児関係事務連絡)

■サービスの提供について

○被災した障害児等の受入れにより一時的に定員を超え、人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合でも、報酬の減額を行わないこととしています。

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)

○避難所等において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象となります。

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】

○市町村が障害児の安否確認を行うとともに、相談支援事業者と連携し、必要なサービス提供につなげることをお願いしています。

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】

○障害児入所施設等において、避難所等に避難している障害児等を受け入れるため、周辺の市町村を含め広域的に利用調整が行えるような体制の構築をお願いするとともに、定員を超えて受け入れた場合でも所定の措置費を支払うこととしています。「令和6年度能登半島地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(令和6年1月4日事務連絡)

■利用者への対応について

○被災のためサービスの利用者負担の支払いが困難な方については、利用者負担の減免や徴収の猶予を行うことができます。

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1

月1日事務連絡)【再掲】

「令和6年能登半島地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」(令和6年1月9日事務連絡)

「令和6年能登半島地震による障害福祉サービス等の利用料等免除の実施について(意向確認依頼)」(令和6年1月9日事務連絡)

○新規の支給決定や支給決定の変更について、通常の手続をとることができない場合には、利用者からの聞き取りなどで代替することができます。

「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」(令和6年1月4日事務連絡)

○利用者が受給者証を持っていない場合でもサービスを提供できます。

「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等に

ついて」(令和6年1月4日事務連絡)【再掲】

■報酬の請求について

○被災によりサービス提供記録を滅失又は棄損した場合は、令和5年12月分のサービス提供分について、概算による請求を行う旨を国保連に届け出ることができ、この場合、これまでの実績により算出した額が報酬として支払われます。

「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(令和5年12月サービス提供分)」(令和6年1月5日事務連絡)

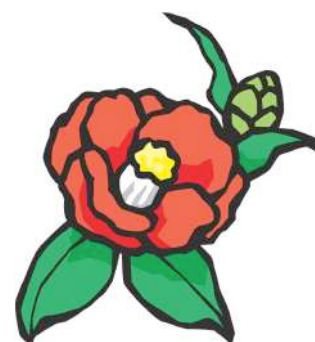
■介護職員等の派遣、避難者の受入れについて

○社会福祉施設等において、被災により避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の要配慮者についての緊急的な受入れや、他施設からの職員の応援の確保について広

域的な調整をお願いしています。
 「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」(令和6年1月4日事務連絡)
 ○福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用(人件費、旅費及び宿泊費)や社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知しています。
 「令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」(令和6年1月4日事務連絡)
 ○社会福祉施設において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることができます。
 「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼予定のご連絡につい

て」(令和6年1月7日事務連絡)
 「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」(令和6年1月10日事務連絡)
 ■避難所等における対応について
 ○避難所等における障害特性に応じた配慮や、視聴覚障害児等への情報・コミュニケーション支援をお願いします。
 「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】
 ○避難所等において発達障害児等に対し支援を行う際の配慮の例を周知しています。
 「被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について」(令和6年1月4日事務連絡)
 ■その他
 ○ストーマ用品セーフティネット連

絡会により、被災したストーマ保有者に対する約1か月分のストーマ用品の無償提供が行われる旨を周知しています。
 「被災されたストーマ保有者に対する支援について(情報提供)」(令和6年1月5日事務連絡)



2024年1月11日

内閣総理大臣 岸田 文雄様
 内閣府特命担当大臣 松村 祥史様
 内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子様
 厚生労働大臣 武見 敬三様
 国土交通大臣 斉藤 鉄夫様

日本障害フォーラム
 代表 阿部 一彦

能登半島地震における障害者等の支援に関する要望

今般発生した令和6年能登半島地震における甚大な被害にいち早く対応し、被災者の救援と支援に当たられていることに心より敬意を表します。

その被害の全容については引き続き確認が続けられているところですが、障害者や高齢者を含む特段の配

慮が必要な方々の支援に関して、過去の災害の経験も踏まえ、次のことを要望いたします。

記


1. 障害者等の安否確認、被害の実態の把握と対応
 - (1) 障害者等の緊急の安否確認と支援については、自治体、相談支援事業者、ならびに障害者団体・支援団体等により着手されているところですが、引き続き、被害の実態と被災者のニーズを確実に把握し対応できるよう対策を講じてください。
 - (2) 特に人工呼吸器、人工透析が必要な方への対応や、また必要な医薬品、装具などの供給についての配慮をお願いいたします。
 - (3) 今後長きにわたることが予想される避難生活においては、経時的にさまざまなニーズが発生し、かつ

その実態が見えにくいことが考えられます。また被災地域が広範にわたることからも、全国ならびに各地の障害者団体や支援団体との連携をはかってください。

2. 避難所等における対応

障害者手帳の有無に関わらず、さまざまな配慮を必要とする方が多数おられることから、次の対応を行ってください。

 - (1) 特に配慮が必要な方のための福祉避難所の開設を進めてください。
 - (2) 避難所等における配慮事項については、国からもすでに通知等がなされているところですが、これらが各避難所等で有効に行われるよう、自治体ならびに避難所設置者が、地域または広域の専門職団体、障害者団体、サービス提供事業者等と連携しその資源を有効に活用できるよ

<p>う調整してください。</p> <p>(3) 避難所においては障害者を含む支援・配慮が特に必要な人のための窓口の設置や相談対応、手話通訳・相談員・保健師のチーム対応、障害別専用スペースの設置などを可能なかぎり行ってください。</p> <p>(4) また避難所に行くことができず、自宅、自家用車などで自主避難を行う方も把握し必要な支援が届くようにしてください。</p> <p>3. 仮設住宅に必要な対応</p> <p>今後行われる仮設住宅の提供にあたっては次のことを行ってください。</p> <p>(1) 高齢者を含めさまざまな配慮が必要な被災者が多数いると考えられることから、一般の仮設住宅の構造および室内設備にバリアフリー／ユニバーサルデザインを標準的に導入してください。また入居後のバリ</p>	<p>アフリー化と改修も柔軟に行えるようにしてください。</p> <p>(2) 被災者の入居にあたっては、さまざまな困難のある人たちに可能なかぎり多様な媒体と手段を用いて情報を届けるとともに、締め切りの設定、申請方法の調整、人的支援を含む、手続き上の配慮と支援を行ってください。</p> <p>(3) 上記についての対応は、一般の住居等を利用する「見なし仮設住宅」にも行ってください。また福祉仮設住宅については、必要な方が優先的に入居できるよう十分に調整してください。</p> <p>4. 障害者を支援する支援者・事業所等への支援</p> <p>各地域で障害者を支援する事業所、団体が、必要なサービス、介助者、通訳者、日中活動の場等を継続して提供できるよう、制度の運用、人材</p>	<p>確保、予算等についての支援、配慮、調整を行ってください。</p> <p>5. 人権の擁護と当事者参加</p> <p>(1) 現段階ではもちろんのこと、今後の復旧復興過程を含めた長期的な視点で、被災地およびその周辺において、障害者やその家族等への偏見、差別、排除が起きないように継続的な対策を講じ、またそれを周知してください。</p> <p>(2) 被災者の支援と今後の復旧・復興に向けての対策は、障害者権利条約に基づくインクルーシブなものとし、各段階において障害者とその団体を参加させ意見を聞いてください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>日本障害フォーラム 日本身体障害者団体連合会 日本視覚障害者団体連合 全日本ろうあ連盟 日本障害者協議会 DPI日本会議 全国手をつなぐ育成会連合会 全国脊髄損傷者連合会 全国精神保健福祉会連合会 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 全国盲ろう者協会 全国社会福祉協議会 日本障害者リハビリテーション協会 全国「精神病」者集団</p>	<p style="background-color: yellow; text-align: center;">ご協力をお願いします。</p> <p>静岡県自閉症協会 津田会長を通じて、日本障害者歯科学会からのアンケート協力依頼がありましたみなさまのご協力をお願いします。</p> <p>▼回答期限：令和6年2月20日</p> <p>▼回答 URL：https://forms.gle/W85ng6NoyzyC2eed6</p> <p>障害のある方の親御さんへの御願い障害のある方と保護者の方が安心して歯科検診や歯科治療のために歯科受診できるようにアンケートを実施します。これは、皆様の現状を調査し、国内の歯科医療界の改善のために検討するためのものです。本調査内容は、個人が特定できないように集計分析し、学術集会や学術雑誌で発表します。アンケートの回答をもって同意されたと判断し、集計。分析させていただきます。なお無記名でのアンケートのため回答提出後</p>	<p>の撤回ができません。ご不明な点がございましたら、研究責任者の小笠原正（よこすな歯科クリニック）まで、ご連絡をお願いします。QRコードあるいはURLをお読み取り、アンケートへのご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。</p> <p>公益社団法人日本障害者歯科学会理事長小笠原正</p> <div style="text-align: center;">  </div>

奈良県障害福祉関連等情報を提供します。

最新情報

- （1／4）知事定例記者会見 HTML <https://www.pref.nara.jp/63365.htm>
 テキスト <https://www.pref.nara.jp/65182.htm>
 映像 <https://www.youtube.com/watch?v=U97b-WzmZzA>
- （12／25）知事臨時記者会見（国道169号下北山村上池原地内の崩土について）
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302819.htm#itemid302819>
- （12／25）知事・奈良市長共同記者会見 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302789.htm#itemid302789>
 映像 <https://www.youtube.com/watch?v=0jqyEDmoznK>
- （12／22）知事定例記者会見 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302660.htm#itemid302660>
 テキスト <https://www.pref.nara.jp/65114.htm>
 映像 <https://www.youtube.com/watch?v=xT5w3Ai2FhA>
- （1／5）奈良県における障害者虐待の状況について
 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに県及び市町村で受理した事案の状況がまとまりましたので公表します。
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/94344.htm#itemid94344>
- （1／26㉞）授産商品カタログサイト nara temono 等の情報更新について
 障害のある人の工賃向上を目指した取組のひとつとして、授産商品の認知度向上、販路拡大につなげるため、奈良の障害のある人が作った商品のカタログサイト「nara temono」のオンラインショッピングサイト「Yahoo! ショッピング」内に「nara temono」の店舗を開設しております。新規掲載、既存掲載内容の変更ご希望の場合、手続きをお願いします。
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302694.htm#itemid302694>
- （1/19㉞）「障がい者水泳タレント発掘イベント2024」の参加者募集
 障がい者スポーツの競技力向上につなげることを目的として障がい者（児）を対象にした水泳体験イベントを開催します。上達したい方も初めての方も大歓迎です。
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302190.htm#itemid302190>
- （2／29㉞）奈良県障害者計画の改定に向けたアンケート調査への協力をお願い
 令和2年に策定した『奈良県障害者計画』は、令和6年度末までを計画期間としており、今後、改定を行う予定です。そこで、障害のある人、ご家族及び支援者等の皆様の意識やニーズを把握したいと考えています。調査は無記名で行い、回答いただいた内容は調査の目的以外に使用しませんので、ぜひ率直なご意見をお聞かせください。
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/301701.htm#itemid301701>
- （12/26）奈良県障害者雇用促進ジャーナルはたらく No.17 を発行しました！
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/288232.htm#itemid288232>
- （1/13、14、27、28開催）1月開催「はたらく障害者応援フェア」について
 障害者就労施設で生産される授産商品の認知度を高め、販売拡大につなげることで障害のある人の工賃向上を図るため、授産商品の販売会「はたらく障害者応援フェア」を開催します。
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302556.htm#itemid302556>
- （1/15㉞）令和5年度「奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修」の開催について
 障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応ができるよう市町村職員及び障害福祉サービス事業所等職員の理解促進と資質の向上を図ることを目的に研修を開催します。
 HTML <https://www.pref.nara.jp/item/302477.htm#itemid302477>

ならやまオープンセミナー

自閉スペクトラム症児者の心の理解と支援

学童期～青年期を中心に

講師

別府 哲氏 岐阜大学教育学部 教授

自閉スペクトラム症(ASD)のある子どもや人は他者との相互交渉や他者に共感する能力に障害があるとされていますが、別府先生は「ASDは共感する能力の障害ではなく、他者に共感されにくい点に障害の形成要因がある」と言います。この講座では学童期から青年期のASD児者を中心に、彼らのユニークで楽しい感覚や認知について、そしてそれらが「他者に共感されにくい」状態について発達の視点から解説いただきます。さらにそれらを踏まえ、ASD児者の発達を支援する際に大事にしたい視点についてもお話しいたします。

参考：別府哲(2023) 発達を情動から考えるー自閉スペクトラム症を手がかりにー 臨床心理学 137

お申し込みはコチラ



2月26日 〆切

日時

2024年 3月2日(土) 13:30～15:30

場所

奈良女子大学 E108 教室 (受付 E109 教室)

※奈良教育大学ではありませんのでご注意ください。

対象

保護者 学校教員 支援者 学生 等

定員

100名 (先着順)

参加費

1,000円 (当日現金払い)

お問い合わせ

奈良教育大学特別支援教育研究センター (火・水・木 10:00～16:00)

Tel/Fax 0742-27-9314 e-mail tokubetsu@nara-edu.ac.jp

みなさまへ

宮城県自閉症協会の目黒会長から、日本自閉症協会のメールを通じて、宮城県であった自閉症の人の逮捕拘留された事案に関し自閉症協会としても抗議と要望をするべく、皆様の中で関連した事象・情報ありましたらお知らせください。という警察対応の調査協力をお願いがありました。（河村）

加盟団体代表者様

加盟団体事務局ご担当者様

お世話になっております。自閉症協会の樋口でございます。

市川会長の代理でご連絡をしております。

以下ご協力のお願いでございます。

警察の対応で、障害特性が理解されず、不適切な扱いや、つらい思いをした事例があったら概要をお知らせください。

①いつ頃

②どこで（県や市）

③障害児者の障害種や程度

④警察沙汰になった理由

⑤警察の扱いや対応の問題点

いきさつ

昨年11月に宮城県で当協会の会員のお子さん（38歳、会話が難しい知的障害者）が支援事業所の職員にケガをさせたとして逮捕され、10日以上も拘留されました。当協会もこの時の警察の対応には以下の大きな問題があると考えています。

①取り調べの際の障害への配慮の欠如

②警察が流した報道機関への情報の内容

（詳しくは、添付の宮城県自閉症協会の文書をご覧ください）

宮城の事例に限らず他県においても、このような障害者に対する理解不足から、対応に問題が生じている事例があると考え、調査のうえ

警察庁をお願いをする予定です。

また、反対に、とても良い対応で助けられたという事例があればそれも教えてください。

送付先：日本自閉症協会事務局へメールで返答をお願いいたします。

期限：1月中にお願いします。

以上、宜しくお願い致します。

令和5年11月21日

宮城県警察
本部長様

宮城県自閉症協会
会長 目黒 久美子

宮城県自閉症協会会員の家族に関する質問状

本年の10月13日の河北新報社朝刊に事件の記事が載りました標記の件について、ご質問させていただきます。

傷害の疑いで男逮捕、黙秘

泉署は10日、傷害の疑いで、仙台市青葉区五橋2丁目、無職金宇信容疑者（38）を現行犯逮捕した。逮捕容疑は10日午後1時35分ごろ、泉区の福祉施設で、青葉区の団体職員の女性（60）を押し倒させ、頭にけがをさせた疑い。署によると、黙秘している。

●当協会の把握している情報・事実

- ・記事にある 金宇信さんは、宮城県自閉症協会会員のご家族のお子さんです。
- ・金宇信さんは、会話をすることがとても難しい発達障害者（診断は「自閉症スペクトラム症」）です。
- ・金宇信さんは、障害福祉サービスの事業所に10年以上自力で通っています。
- ・拘留は10月27日までであり10日以上でした。

●当会の質問

（1）会話が難しいことは拘留中に担当者も明確に把握されていたと推察されますが、どのような取り調べをしていたのでしょうか。

金君は、障害が重く言葉がしゃべれません。

取り調べの際に、障害者に対する合理的配慮（たとえば、専門家のアドバイスを受ける、筆談など本人のできる会話以外の方法でやり取りをするなど）がされていないとすれば、不適切な対応であると考えられます。具体的な取り調べの合理的配慮について説明をお願いします。

（参考1）警察庁訓令第19号 警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令（平成27年11月17日）

第4 合理的配慮の基本的な考え方

障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、職員は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・

介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_npsc.pdf

（参考2）平成28年に発達障害者支援法が改正され、その第12条の2に下記の条文が新たに追加されています。

・国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

（2）黙秘しているとありましたが、金君は、障害が重く言葉がしゃべれません。

新聞記事は、警察の発表の通りの情報を掲載したとのことですが、本人が状況を説明できないことは障害特性であって、意図的な「黙秘」という表現では不適切だと考えますが、障害特性のことは説明をされなかったということでしょうか。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC1000000167>

（3）拘留期間が10月27日までと長かったのはなぜなのでしょう。

私たちの会の子どもは、障害の重い人が多いです。ですから他人事ではありません。私たちにもわかるように説明してください。

●当協会の対応

本件については、貴所からの対応を含めて、11月25・26日の日本自閉症協会での関係者が集まる会議で、参加者に共有をさせていただきます。

宮城県自閉症協会
〒984-0816
宮城県仙台市若林区河原町 2-2-3 南材ホーム内
協会携帯：080-3328-3802
Eメール：m_autism@yahoo.co.jp
ブログ： <http://blog.canpan.info/miyagi>

令和5年12月22日

宮城県警察本部刑事部
刑事総務課様

宮城県自閉症協会
会長 目黒久美子

発達障害・自閉症を持つ人への取り調べ及び拘留時の
配慮についてのお願い

去る令和5年10月13日の河北新報朝刊に記事が載った事件につきましては、2度にわたる質問状へのご回答をいただき、ありがとうございました。

当会の質問内容は、取り調べ時に障害特性への配慮があったか、報道に対して障害特性についての説明があったか、という点であり、事件内容に抵触するものではないと考えております。これらの点についての説明をいただけなかったことは、甚だ遺憾であります。

とはいえ、日々様々な事件に対応され多忙を極める警察官の方々に、多様な障害についてすべて理解をしていただくのが、大変難しいことであることはお察しいたします。

私共といたしましても、今後、発達障害・自閉症をもつ人たちが、取り調べを受ける際の対応を適切にしていただけることを願い、県警の皆様とも協力をさせていただきたい、ということが本意であります。

今回の事件を踏まえ、改めまして、宮城県自閉症協会としましては、宮城県警察の皆様へ、以下の点についてご協力を頂けますよう、お願い申し上げます。

記

1. 警察庁訓令第19号

警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令
(平成27年11月17日)

について、改めての周知をお願い致します。

2. 発達障害・自閉症の人が事件を起こした際、対応に困ることがあった折には、障害について分かる人に聞いてください。その上で取り調べ及び拘留についての対応にご配慮ください。

(1) 近くに家族、もしくは支援者がいる場合は、家族や支援者に対応の仕方を聞いてください。

(2) 家族本人しかいない場合であっても、家族や支援者と連絡がつくまで、力づくの対応や大声での対応を、極力控えて頂けると助かります。

3. 発達障害・自閉症の人への一般的な対応方法等についてのお問合せ、あるいは研修依頼等ありましたら、宮城県や仙台市の発達障害者支援センター（仙台市発達相談支援センター「北部アーチル」、仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」、宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」）にお問合せ下さい。また、発達障害・自閉症についての研修等を企画される折には、**宮城県自閉症協会**にも是非お声がけください。

追記）発達障害・自閉症の方々は、大声や力づくの対応をされると、その記憶が生涯にわたって残り、それが心身の不調にまで影響してしまいます。こうした障害特性をご理解頂き、上記対応についてご協力いただけますよう、切にお願い申し上げます。

以上

宮城県自閉症協会

〒984-0816

宮城県仙台市若林区河原町 2-2-3 南材ホーム内

協会携帯：080-3328-3802

Eメール：m_autism@yahoo.co.jp

ブログ：<http://blog.canpan.info/miyagi>

NDF（奈良障害者フォーラム）を通じての情報です。（河村）2024年1月17日

愛知 県岡崎警察署勾留中男性の死亡事件の警察官ら書類送検に関する意見

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

2022年12月に、愛知県警の岡崎警察署の留置場で勾留されていた男性が死亡した事件で、警察は業務上過失致死などの疑いで、岡崎警察署の警察官ら9人を書類送検しました。このニュースは新聞各紙の全国版でも大きくとりあげられています。

死亡した男性（43）は統合失調症と糖尿病を患っていました。通所施設とグループホームで新たな生活を始めた矢先に、慣れぬ道に迷っていたところ、警察官の職務尋問にパニックとなり、公務執行妨害

で岡崎署に連行されました。保護室に隔離、手足などをベルト型の拘束具で拘束のうえ、幹部も含む複数の署員に何度も足で蹴られる様子や仰向けで後頭部が便器に入たまま放置するなど残忍な暴行・虐待の実態が監視カメラに記録されていたのです。拘束時間は延べ140時間にも及びました。

この事案については、愛知県連からの投書を月刊みんなねっと（2023年3月号）に掲載した経緯もあり、その動向をみんなねっととしても注視していました。

今回、再発防止策等も出されていますが、この事件は岡崎警察署のみの特殊なことではなく、全国のどの警察署でも起こりうることではないかと危惧します。すでに留置された障害や疾患のある人になぜ、手錠などの拘束具が必要なのでしょう。地域住りの安全を

守るはずの警察官の障害者への無知・無理解と人権軽視が命を奪ったことになるといっても過言ではありません。

みんなねっとは、警察や司法の現場ではまだ障害者への偏見や無理解が根強く残っていることを示す事件であるとして、次の点について訴えます。

警察庁には適切な保護行為の検証と改善を求めます。さらに、すべての警察職員に対して、精神障害に関する正しい知識のための研修を定期的、継続的に実施することを求めます。また、国に対しては、障害者権利条約に沿った警職法の改正を強く要請します。特に、保護室収容と身体拘束は、人権侵害や生命危険のリスクが高い行為であり、必要最小限度で行われるべきです。また、被留置者に対する適切な医療提供は、人道的義務で

あり、医師や看護師などの専門家の判断に基づくべきです。

みんなねっとは、障害や疾病のある人たちの人権と尊厳を守るために、社会全体が関心を持ち、行動することを訴えます。

子育て中の保護者・子どもに関わる支援者のための研修会

接し方でこんなに変わる ～「問題行動」を「望ましい行動」へ～



発達の個性的な子どもたち。子育てに自信を失ったり、将来が不安になることもあります。
社会や地域で生きていくために、大切なことは何なのか・・・？
特性を生かせば、親も子ども笑顔になれる・・・先生のお話を聞いて、一緒に考えてみませんか

講師 大久保 賢一 氏 畿央大学教育学部 現代教育学科教授・教育学研究科教授



【講師紹介】

2003年より知的障がい・発達障がいのある子どもたちに相談員・指導員として関わられ、応用行動分析学 (ABA) をベースに、行動を分析して問題行動を具体的に解決する方法を研究しておられます。
日本ポジティブ行動支援ネットワーク 会長
日本行動分析学会 会員
日本特殊教育学会 会員
日本認知・行動療法学会 会員

日時 令和6年2月22日 (木)

受付 12:30
開会 13:00 主催者挨拶
講演 13:10～14:50
質疑応答 14:50～15:10



場所 奈良県社会福祉総合センター 6階 大ホール

(〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11) ※近鉄畷傍御陵前駅下車北東へ徒歩3分
お車でお越しの場合は隣接の橿原市営駐車場をご利用ください

定員 200名 (定員になり次第締め切ります)

※満員でご参加いただけない場合のみ、こちらからご連絡いたします

参加費 500円 当日ご持参ください (会員は無料)

申し込み ①②いずれかの方法でお申し込みください

①裏面の申し込み用紙にご記入の上FAXでお申し込み

②Google フォームよりお申し込み(右記QRコードを読み取ってください)



申し込み締め切り2月8日 (木)

【備考】午前10時の時点で開催地に警報が発令された場合や自然災害が発生した場合は中止となります。
連絡は致しませんのでホームページでご確認ください。

問い合わせ 一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会 事務局 TEL0744-29-0150
主催 一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会 <https://ikuseikai.sakura.ne.jp/wp/>



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円